

新しい人事・賃金制度は 高等級者厚遇！

「新しい人事・賃金制度等の改正詳細について」団体交渉開催

12月20日、開催した団体交渉において、会社から「新しい人事・賃金制度等の改正詳細について」の提示がありました。

本部は、会社の資料に基づいた説明を受けましたが、「基本給」「役付手当」「退職手当累計ポイント」「福利厚生制度の改正」「専任社員の基本給等の改正」など等級が上がらなければ賃金が上がらない制度であることは明らかです。また、このような抜本的な人事・賃金制度の改正をおこなうにも関わらず平成18年度7月1日から実施すると会社は明らかにしました。

主な議論は以下のとおりです。

組合：新しい人事・賃金制度等の骨子の説明では「定期昇給額が昇進しなければ経過年数に応じて遞減され昇給が停止する」とあるが今回の詳細では同一等級11年以降100円ではあるが定期昇給するとした理由は何か。

会社：各組合と議論し検討した結果100円を残すことにした。

組合：昇格時昇給額の項で「降格」とは、社員が下位の等級へ異動することとあるが、具体的にどのような事由で降格となるのか。

会社：今までと同様な事由である。

組合：昇格試験A, B, Cがあるが試験の内容はこれまでと違いがあるのか。

会社：今まで実施してきた試験と同様である。

組合：平成18年7月1日実施と明らかにしているが、資料10ページの5にある移行方については成案を得次第とあるのはどのようなことか。

会社：今の制度から提案した制度に移行する場合、4月1日から適用する初任給や定期昇給などどのように移行していくかということである。

組合：今回「新しい人事・賃金制度等の改正詳細について」説明を受けたが、抜本的な人事・賃金制度の改正であり持ち帰り検討し申し入れを行なう。

会社：了解

本部は、今回提案された「新しい人事・賃金制度等の改正詳細」を持ち帰り、廃止、解明、改善すべき内容について会社に申し入れていきます。意見を本部まで上げて下さい。

以 上